（介護予防）訪問看護重要事項説明書

　　株式会社あかしブリッジケア

はな訪問看護ステーション

重要事項説明書

1. 当事業所の法人概要について

|  |  |
| --- | --- |
| 法人格・名称 | 株式会社あかしブリッジケア |
| 所在地 | 兵庫県明石市貴崎３丁目２３－２６ |
| 連絡先 | TEL：０７８－９６２－８２００FAX：０７８－９６２－８２０３URL：https://hana-care.net |
| 代表者 | 代表取締役　小笹　真由美 |
| 設立日 | 令和７年１月 |
| 事業内容 | 介護保険法に基づく訪問看護事業、児童・障がい者福祉事業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | はな訪問看護ステーション |
| 所在地 | 兵庫県明石市貴崎３丁目２３－２６ |
| 事業所番号 |  |
| 事業開始時期 | 令和７年６月１日 |
| 管理者氏名 | 小笹　真由美 |
| 連絡先 | TEL：０７８－９６２－８２００FAX：０７８－９６２－８２０３常時２４時間、利用者その家族からの電話等による連絡体制を整備しています。 |
| 営業日時 | 月～金曜日（但し１２月３０日～１月３日を除く）祝日は営業とします。 |
| 事業実施地域 | 明石市・神戸市西区・神戸市垂水区 |

２、事業の実施目的・運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の実施目的 | 適切な運営を行うに必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけ医師が訪問看護の必要性を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。 |
| 運営方針 | かかりつけ医師の指示に基づいて、利用者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。実施にあたっては、関係市町村・居宅介護支援当事業者・地域包括支援センター・地域の保健、福祉、医療サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努め、適正な運営を図るものとします。 |

３、従業員職種・サービス内容

　保健師・看護師・准看護師（以下「看護職員」と言う）

　理学療法士・作業療法士（以下「理学療法士等」と言う）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 人数 | サービス内容 |
| 管理者 | １名 | 職員管理及び業務管理を一元的に実施する。 |
| 看護職員 | ３名以上 | 病状の観察　清拭・洗髪などの保清ケア　褥瘡の処置　カテーテル等の管理　食事・排泄の管理　服薬管理　リハビリテーション　療養生活指導及び介護指導 |
| 理学療法士等 | １名以上 | リハビリテーション　療養生活指導及び介護指導 |

　※リハビリテーション中心の場合、看護職員の代わりに理学療法士等による訪問看護を実施します。また、定期的に当該事業所の看護職員が利用者の状態確認のための訪問を実施します。

４、利用料金

（１）介護保険（介護給付及び予防給付）

　　１）看護師による訪問利用料：サービス提供１回あたり

　　訪問看護

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | １割 | ２割 | ３割 |
| 訪看Ⅰ１ | ２０分未満 | 314単位 | 328円 | 655円 | 982円 |
| 訪看Ⅰ２ | ３０分未満 | 471単位 | 491円 | 982円 | 1,473円 |
| 訪看Ⅰ３ | ３０分以上６０分未満 | 823単位 | 858円 | 1,715円 | 2,573円 |
| 訪看Ⅰ４ | ６０分以上９０分未満 | 1128単位 | 1,176円 | 2,351円 | 3,526円 |

　　介護予防訪問看護

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 予防看Ⅰ１ | ２０分未満 | 303単位 | 316円 | 632円 | 948円 |
| 予防看Ⅰ２ | ３０分未満 | 451単位 | 470円 | 940円 | 1,410円 |
| 予防看Ⅰ３ | ３０分以上６０分未満 | 797単位 | 828円 | 1,655円 | 2,482円 |
| 予防看Ⅰ４ | ６０分以上９０分未満 | 1090単位 | 1,136円 | 2,272円 | 3,408円 |

２）准看護師による訪問利用料：サービス提供1回あたり

　　訪問看護

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 訪看Ⅰ1・准 | ２０分未満 | 283単位 | 295円 | 590円 | 885円 |
| 訪看Ⅰ2・准 | ３０分未満 | 442単位 | 442円 | 884円 | 1,326円 |
| 訪看Ⅰ3・准 | 30分以上60分未満 | 741単位 | 773円 | 1,545円 | 2,317円 |
| 訪看Ⅰ4・准 | 60分以上90分未満 | 1015単位 | 1,058円 | 2,116円 | 3,173円 |

　　介護予防訪問看護

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 予防看Ⅰ1・准 | 20分未満 | 273単位 | 285円 | 569円 | 854円 |
| 予防看Ⅰ2・准 | 30分未満 | 406単位 | 423円 | 846円 | 1,269円 |
| 予防看Ⅰ3・准 | 30分以上60分未満 | 715単位 | 745円 | 1,490円 | 2,235円 |
| 予防看Ⅰ4・准 | 60分以上90分未満 | 981単位 | 1,023円 | 2,045円 | 3,067円 |

　３）理学療法士等による訪問看護料：サービス提供1回あたり

　　　訪問看護

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 訪看Ⅰ5 | 20分 | 294単位 | 307円 | 613円 | 919円 |
| 40分 | 588単位 | 613円 | 1,226円 | 1,838円 |
| 訪看Ⅰ5・2超 | 60分 | 795単位 | 829円 | 1,657円 | 2,485円 |

　※20分を1回の単位としてサービスを提供（週6回：120分を限度）

　※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業については、1回につき8単位を所定単位数から減算する

　　介護予防訪問看護：サービス提供1回あたり

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 予防看Ⅰ5 | 20分 | 284単位 | 296円 | 592円 | 888円 |
| 40分 | 568単位 | 592円 | 1,184円 | 1,776円 |
| 予防看Ⅰ5・2超 | 60分 | 426単位 | 444円 | 888円 | 1,332円 |

　※20分を1回の単にとしてサービスを提供（週6回：120分を限度）

　※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業については、1回につき8単位を所定単位数から減算する

　※理学療法士等が提供する介護予防訪問看護の利用が12か月を超える場合は15単位を減算する（対象外事業所は5単位減算）。なお、入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。

４）複数名による訪問の場合

　2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合：上記料金に加算されます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 2人以上による訪問（30分以上） | 402単位 | 419円 | 838円 | 1,257円 |
| 2人以上による訪問看護（30分未満） | 254単位 | 265円 | 522円 | 794円 |

　　看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合：上記料金に加算されます

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 2人以上による訪問（30分以上） | 317単位 | 331円 | 661円 | 991円 |
| 2人以上による訪問看護（30分未満） | 201単位 | 210円 | 419円 | 629円 |

　5）サービス提供体制強化加算：回

　　〇サービス提供体制強化加算Ⅰ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 看護職員による訪問の場合 | 訪問1回につき6単位 | 7円 | 13円 | 19円 |
| 理学療法士等による訪問の場合 | 1回（20分）につき6単位 | 7円 | 13円 | 19円 |

　　〇サービス提供体制強化加算Ⅱ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 看護職員による訪問の場合 | 訪問1回につき3単位 | 4円 | 7円 | 10円 |
| 理学療法士等による訪問の場合 | 1回（20分）につき３単位 | 4円 | 7円 | 10円 |

　※人員体制に応じてサービス体制強化加算Ⅰ若しくはⅡが加算されます。

　※端数処理方法により回数に乗じた金額との誤差が生じますのでご了承ください。

　6）以下の利月料は、下記サービスを必要とされる利用者のみの料金となります。

　　〇特別な管理に対する利用料

　　　・特別管理加算Ⅰ：月額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や、留置カテーテルを使用している、気管切開をしている状態 | 500単位 | 521円 | 1,042円 | 1,563円 |

・特別管理加算Ⅱ：月額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 在宅酸素療法指導管理を受けている状態や、真皮を超える褥瘡の状態等の場合 | 250単位 | 261円 | 521円 | 782円 |

　　〇退院時共同指導加算：退院、退所につき月1回（特別管理加算対象者は月2回まで）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の利用者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合 | 600単位 | 626円 | 1,251円 | 1,876円 |

　　〇初回加算：月1回

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| Ⅰ：新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して病院等から退院日に初回訪問看護を利用した場合 | 350単位 | 365円 | 730円 | 1,095円 |
| Ⅱ：新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して病院等から退院日より翌日以降に訪問看護を利用した場合、過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合、要支援から要介護状態になり訪問看護に移行する場合 | 300単位 | 313円 | 626円 | 938円 |

　　〇看護・介護職員連携強化加算：月額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | １割 | ２割 | ３割 |
| 訪問介護当事業者と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合 | 250単位 | 261円 | 521円 | 782円 |

　　〇緊急時訪問看護加算

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| Ⅰ：①利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応ができる体制にある。②緊急時訪問における看護業務の負担軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が事業所内で行われている場合 | 600単位 | 626円 | 1,251円 | 1,876円 |
| Ⅱ：Ⅰの①に該当するもの | 574単位 | 599円 | 1,197円 | 1,795円 |

〇夜間・早朝訪問看護加算（午後6時～午後10時まで・午前6時～午前8時まで）

　　　・サービス利用料の25％加算

　　〇深夜訪問看護加算（午後10時～午前6時まで）

　　　・サービス利用料の50％加算

〇ターミナルケア加算

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合 | 2500単位 | 2,605円 | 5,210円 | 7,815円 |

（２）医療保険10割分（原則3割・75歳以上の方は1又は2割負担）

　　1）看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合

　　　当該月の　1回目　　　　　　　　　　　　　　　　　　　13,220円

　　　　　　　　2回目以降　　　　　　　　　　　　　　　　　8,780円

　　　　　　　　週3回の訪問を超えた場合（看護師のみ）　　　9,780円

　　2）准看護師による場合

　　　当該月の　1回目　　　　　　　　　　　　　　　　　　　12,720円

　　　　　　　　2回目以降　　　　　　　　　　　　　　　　　8,280円

　　　　　　　　週3回の訪問を超えた場合　　　　　　　　　　9,280円

　　3）在宅療養に備えて一時的に外泊している場合

　　　1回の入院中に１回まで　　　　　　　　　　　　　　　　8,500円

　　　（厚生労働大臣が定める疾病、状態にある場合は2回まで）

※老人医療・公費以外の受給対象者は医療保険各法に基づく料金となります。

※難病等で公費の特定疾患受給者証をお持ちの方は、特定疾患受給者証に記載されている限度額に応じて自己負担額に変動があります。

　　3）その他の利用料

①　特別管理加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　1月につき　2,500円

重症度の高い利用者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5,000円

②　退院時共同指導加算　　　　　　　　　　　　　　　1月につき　8,000円

　　特別管理加算の対象者である場合　　　　　　　　　　　　　　＋2,000円

③　退院時支援指導加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　6,000円

　　90分を超える長時間又は複数回の療養上必要な指導を行った場合　8,400円

④　在宅患者連携指導加算　　　　　　　　　　　　　　　1月につき　3,000円

⑤　長時間訪問看護加算（90分以上）　　　　　　　　　　　　　　　　5,200円

⑥　難病等複数回訪問看護加算　　　　　　　　　　　　2回/日訪問　　4,500円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　3回以上/日訪問　8,000円

⑦　複数名訪問看護加算（訪問する職員の職種・回数によって料金が異なります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　3,000円/4,500円/6,000円/10,000円

⑧　ターミナルケア療養費Ⅰ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　25,000円

⑨　乳幼児加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1,300円

　　厚生労働大臣の定める疾病またはその状態に当る者　　　　　　　　　1,800円

⑩　24時間対応体制加算

　　看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合　　　1月につき　　6,800円

　　上記以外　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1月につき　　6,520円

⑪　緊急訪問加算　　　　　　　　　　　　1日～14日までは1日につき　2,650円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　15日以降は　2,000円

⑫　夜間訪問看護加算（午後6時～午後10時まで）

　　早朝訪問看護加算（午前6時～午前8時まで）　　　　　　　　　　　2,100円

⑬　深夜訪問看護加算（午後10時～午前6時まで）　　　　　　　　　　　4,100円

⑭　営業日以外の訪問（訪問回数ごとに）　　　　　　　　　　　　　　　1,000円

⑮　訪問看護情報提供療養費（入院入所時、保育園、幼稚園、学校から必要な情報を求められたとき）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1月につき　　1,500円

⑯　訪問看護医療DX情報活用加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　50円

⑰　ベースアップ評価料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　780円

（３）自費による訪問看護

　１）看護師・准看護師による訪問利用料：サービス提供1回あたり

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容 | 料金 |
| 30分未満 | 4,907円・4,418円 |
| 30分以上60分未満 | 8,575円・7,721円 |
| 60分以上90分未満 | 11,753円・10,576円 |

※介護・医療保険で定められている時間を超過した場合、対象外の時間を上記設定料金で請求いたします。

２）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問利用料：サービス提供1回あたり

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容 | 料金 |
| 40分未満 | 6,126円 |
| 60分未満 | 8,283円 |

※介護・医療保険で定められている時間を超過した場合、対象外の時間を上記設定料金で請求いたします。

　３）複数名による訪問の場合：上記料金に加算されます。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容 | 料金 |
| 2人以上による訪問看護（30分以上） | 4,188円 |
| 2人以上による訪問看護（30分未満） | 2,646円 |

（４）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

　　　看護師

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護度 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 介護4まで | 2945単位 | 3,069円 | 6,138円 | 9,206円 |
| 介護5まで | 3745単位 | 3,903円 | 7,805円 | 11,707円 |

　　　准看護師

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護度 | 単位数 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 介護4まで | 2886単位 | 3,008円 | 6,015円 | 9,022円 |
| 介護5まで | 3686単位 | 3,841円 | 7,682円 | 11,523円 |

（５）交通費：通常サービス提供実施地域を超えてサービスを提供する交通費は、実費相当加算されます。

（６）キャンセル料：前日の17時30分までにキャンセルの通知がない場合、規定通り実施したものとしてキャンセル料2,200円を請求いたします。但し、容態の急変など、やむを得ない事情を除きます。

（７）エンゼルケアの料金：11,000円

（８）料金の支払い時期と支払い方法について

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料・その他費用の請求 | 1. 利用料・その他の費用は、利用者負担がある場合に利用月ごとにその合計金額を請求します。
2. 請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月の概ね20日までにご利用者にお渡しいたします。但し、請求額のない月はお渡しいたしません。
 |
| 利用料・その他費用の支払い | お支払いは、銀行引き落としのみとなります。お手続きが間に合わなかった際には次月にまとめて引き落としとなります。領収書はご入金確認が出来次第、郵送又は担当者からお渡しします。ご利用者指定口座からの自動引き落とし請求書兼領収書の発行となります。引き落としができましたら通帳等に記録が残りますので、そちらをもって領収書の証明とさせていただきます。 |

（９）利用者がまだ要介護等の認定を受けていない場合、利用者はサービス利用料金の全額を一旦当事業者に支払うものとする。要介護等認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

５、領収書の再発行等

1. 利用者からの利用料等の支払いに関する問い合わせは、問い合わせがあった日から遡って2年以内の期間に限り、支払証明書にて回答し、電話による回答は行いません。
2. 利用者は、利用料等の支払いにつき、支払証明書の交付を当事業者に請求することができます。但し、当事業者が利用者の請求により、支払証明書を発行する場合には、当事業者は利用者から文書料として1通につき1,000円（税別）を徴収することができるものとします。支払証明書1通あたりの証明期間は1月1日から12月31日までの1年間であり、利用者が2年にまたがって支払証明書交付請求をする場合は、2通（合計2,000円税別）の文書料を徴収するものとします。
3. ②の支払証明書の交付は利用者が請求してから2週間程度の時間を要するものとし、利用者は、支払証明書の交付に当該期間を要するものであることを承知の上で、支払証明書の交付請求を行うものとします。

６、緊急時の対応

　　サービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合には、かかりつけ医に速　やかに連絡をとり、その指示に従う。事故発生時の対応はマニュアルに沿って対応します。

７、家族に対する連絡

　　利用者又は家族が希望する場合には、利用者に対する通知と同内容の通知を家族に対しても行うものとします。

　８、サービス提供の手順

　　別紙のとおりとします。

　９、サービス提供の実施記録について

　　サービス提供の実施記録は、サービスの完結の日から5年間保管します。

　　サービス提供実施記録は、利用者又は家族に限り、閲覧若しくは実費負担で写しの交付を請求することができます。

　10、サービス計画作成等

　　利用者の状況及び意向をふまえて、利用者の同意を得てサービス計画を作成し、利用者又は家族に説明の上、同計画書を利用者に交付し、同計画に基づいて、サービスを提供します。

　11、契約の解約

　（１）利用者からの解約・契約解除の申し出

　　利用者は、楊事業者に対しいつでも1週間以上の予告をもって契約を解除することができます。

　（２）当事業者からの解約・契約解除の申し出

　　１）事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者に対して、何らかの催告を要することなく、この契約を解除することができます。この場合は、事業者は利用者の担当の居宅介護支援事業所に対し、この情報を提供します。

1. 利用者及びその家族、関係者から事業所従事者へ暴行、暴言、脅迫、その他の暴力行為があった場合、あるいはそのおそれがある場合。
2. 利用者又はその家族、関係者などが事業所従事者に対して法令に違反する要求や行為、また本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

２）事業者は、次の各号のいずれかに該当さいた場合、1か月前の書面による通

知により、契約を解約することができます。

1. 事業規模の縮小や休廃止など、サービスの提供が困難となった場合
2. 利用者がサービスエリア対象外へ引っ越しするなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難となった場合。
3. 利用者が病状等につき、故意に不実を告げたり、または、故意に告げなかったりしたことが判明し、このため介護方法を大きく変更しなければならなくなる等、円滑にサービスを提供できなくなった場合。
4. 利用者が２か月分のサービス利用料金を支払わず、事業者の書面による催告によっても、不払いが解消されないとき。

12、身分証明書の携行

サービス提供担当者等は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は、

家族から提示を求められたときは提示する。

　　13、損害賠償

　（１）当事業者の損害賠償責任

　　　訪問看護の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をする。

　　　※公益財団法人　日本訪問看護財団　あんしん総合保険制度に加入している。当事業者が加入する損害賠償契約の詳細内容の問い合わせ先は、株式会社あかしブリッジケア（078－962－8200）とする。

　（２）利用者の損害賠償責任

　　　利用者の責に帰すべき事由により、当事業者が損害を被った場合、利用者及び家族は連帯して当事業者に対し、その損害を賠償するものとする。

　14、秘密保持

　　　サービス提供をするうえで、知り得た利用者及び家族に関する秘密・個人情報は利用者及び第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らす事はありません。なお、利用者に係るサービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、利用者又は家族との事前の同意を文書により得たうえで、利用者等の個人情報を用いることができるものとする。万が一、利用者又は家族が当該同意書を提出しなかった場合には、サービスの調整ができず、利用者に一体的なサービスの提供ができない場合があります。当該同意書の有効期間が、訪問看護サービス提供期間と同様とする。

　15、虐待防止について

　　　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止に関する担当者 | 橋本　彩花 |

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果につい

て従業者に周知徹底を図っています。

1. 虐待防止のための指針を整備しています。
2. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を年2回実施しています。サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

16、衛生管理等

　　　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講

じます。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17、業務継続計画の策定等について

　（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護サービ　スの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

　（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

　（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18、サービスの第三者評価の実施状況について

　　事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価

を行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 【実施の有無】 | 有・無 |
| 【実施した直近の年月日】 |  |
| 【第三者評価機関名】 |  |
| 【評価結果の開示状況】 |  |

19、留意事項

　（１）サービス提供の際、職員は次の業務を行うことができません。

1. 利用者の金銭の管理、利用者との間の金銭の貸借、その他利用者の金銭に関する取扱い。
2. 利用者との間の物品の賃借
3. 第３項に記載するサービス内容から逸脱した行為
4. 利用者が飲酒状態でのサービス提供

　（２）事業所は、利用者に安心してご利用いただくために、また、利用者と従業員の人権を保護するために、次の各号に該当する行為を禁止させていただきます。該当する行為を確認した場合は毅然と対応するとともに11、契約の解約２）（１）事業者からの契約解除に基づき対応します。なお、以下は例示であり、これに限られるという趣旨ではありません。

1. 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動
2. 従業員への贈り物や飲食等のもてなし
3. 暴力、暴言、脅迫、威迫、権威的（説教）態度
4. 個人の人格を否定する発言や屈辱する発言、誹謗中傷（インターネット、SNS等への書き込みを含む）
5. 個人や事業所に対する頻繁な電話やメール並びにSNS等のメッセージ送信
6. 合理的理由のない謝罪要求、土下座などの過度な謝罪要求、「今すぐ来い」などの即時即応の謝罪要求
7. 従業員に関する解雇等の法人内処罰要求
8. 社会通念上若しくは介護保険制度の趣旨を相当程度超えるサービス提供の要求
9. 合理的な理由のない長時間の拘束
10. 何度も繰り返される改善しがたい内容のクレーム
11. 性的な言動や不必要に体に触れる行為
12. 許可なく個人の写真や動画を撮影する行為
13. その他、ハラスメントに該当する行為
14. その他
	1. 非常災害の発生時や悪天候の場合において、サービスを休止させて頂く場合がございます。
	2. 交通事情や緊急対応などの理由で訪問時間が前後することがございます。
	3. 事業所の職員全体でサービス提供をさせていただきますので、業務の都合など種々の理由により担当交代をお願いすることがございます。

　２０、サービス内容に関する苦情等相談窓口

　（１）提供するサービス内容に関するご相談や苦情については次の窓口で対応いた

します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| はな訪問看護ステーション | 相談窓口 | 小笹　真由美 |
| 対応時間 | 月～金　8：30～17：30 |
| 電話番号 | （078）962-8200 |

　（２）外部の相談窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 明石市役所福祉局高齢者総合支援室 | 電話番号 | （078）918-5091 |
| 対応時間 | 平日8：45～12：00、13：00～17：40 |
| 兵庫県国民健康保険団体連合会 | 電話番号 | （078）332-5601 |
| 対応時間 | 平日8：45～17：15 |

　２１、重要事項説明書の内容変更

　　重要事項説明書の内容の変更を行う場合は、利用者に対し、事前に書面等にて説

明する。また、重要事項説明書の内容の変更に対する利用者の同意の方法は、書面によるものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

訪問看護の開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

　　　　　　　　サービス提供者　はな訪問看護ステーション

　　　　　　　　　　　　説明者

訪問看護の利用にあたり、本書面に基づいて、重要事項の説明を受けました。

　　　　　　　　サービス利用者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　（代理人）　氏名

　　　　　　　　立会人（家族）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

説明を行った場所

説明を行った時間

（別紙）

|  |
| --- |
| 利用者の申し込み |

|  |
| --- |
| 主治医へ訪問看護指示書の依頼 |
| 保険証の確認 |
| 心身の状況等の把握 |

|  |
| --- |
| 重要事項説明書による説明・同意・交付 |
| 契約の締結 |

|  |
| --- |
| 訪問看護計画書または介護予防訪問看護計画書の作成 |
| 主治医・利用者・ケアマネージャー等へ訪問看護計画書の提出 |

|  |
| --- |
| サービスの提供 |
| 他事業所との連携、事故発生時の対応、苦情対応等 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービス記録の整備訪問看護報告書の作成 | 主治医へ訪問看護報告書提出 |

|  |
| --- |
| 利用料の受領、領収書等の発行 |

|  |
| --- |
| 終　了 |

（介護予防）訪問看護利用契約書

株式会社あかしブリッジケア

はな訪問看護ステーション

訪問看護契約書

　　　　　　　　　　　　　様（以下、「利用者」という。）と、はな訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の通り契約します。

第1条（契約内容）

　本契約は「訪問看護重要事項説明書」の準用をもって契約内容とします。

第２条（契約期間）

１、この契約の有効期間は、令和　　　年　　　月　　　日から利用者の要介護認定

の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前にご利用者が要介

護状態区分の変更認定を受けた場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

２、利用者が要介護認定を受けておらず、医療保険を適用して訪問看護サービスの提

供を受ける場合の契約期間は、契約締結日より１年間とします。

３、契約期間満了日の７日前までに、利用者から事業所に対して、契約終了の申し出

がない場合は、この契約は自動更新されるものとします。

第３条（契約終了）

1. 次のいずれかに該当した場合は、この契約は終了したものとします。
	1. 利用者若しくは事業所から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
	2. 利用者と事業者の協議により、居宅サービス計画（介護予防サービス計画を含む）又は訪問看護計画における目標を達成したと判断されるとき
	3. 訪問看護の最終利用日から１年を経過したとき
	4. 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院しサービス再開が難しいとき
	5. 利用者が死亡したとき
	6. 利用者が当事業所のサービス提供地域以外に転居されたとき

　以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を２通作成し、利用者及び事業者は署名の上、各１通ずつ保有することとします。

契約締結日：令和　　　年　　　月　　　日

契約者：利用者本人　　住所

　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　代理人　　住所

　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　事業者　　住所　兵庫県明石市貴崎丁目２６－２３

事業者名　株式会社あかしブリッジケア

　　　　　　　　　　　　　　　はな訪問看護ステーション

　　　　　　　　　　　電話　（０７８）９６２－８２００

　　　　　　　　　　　FAX　（０７８）９６２－８２０３

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に掲載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、主治医、関係機関への情報提供において必要な場合。

1. 使用する期間

令和　　　年　　　月　　　日　～　契約終了日まで

1. 条件
2. 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないように細心の注意を払うこと。
3. 個人情報を使用した会議・相手方・内容等の経過を記録しておくこと。

令和　　　年　　　月　　　日

　居宅サービス事業者　はな訪問看護ステーション殿

　　　　　　　利用者　住所

　　　　　　　　　　　氏名

【署名代行者】　利用者が説明を十分に理解したことを確認し署名代行しました。

　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　氏名

家族の代表　　住所

　　　　　　　氏名